

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成27年3月12日（木曜日）

## 総務消防委員会

日時 平成27年3月12日（木曜日） 午前9時00分開会  
場所 委員会室

### 本日の委員会に付した事件

#### 1 総務部、企画部、消防本部

第1号議案	「質疑・討論・採決」
第2号議案	「質疑・討論・採決」
第3号議案	「質疑・討論・採決」
第4号議案	「質疑・討論・採決」
第5号議案	「質疑・討論・採決」
第6号議案	「質疑・討論・採決」
第7号議案	「質疑・討論・採決」
第8号議案	「質疑・討論・採決」
第9号議案	「質疑・討論・採決」
第10号議案	「質疑・討論・採決」
第11号議案	「質疑・討論・採決」
第70号議案・第71号議案・第72号議案	「質疑・討論・採決」
第73号議案	「質疑・討論・採決」
第76号議案	「質疑・討論・採決」
議員提出第1号議案	「質疑」
議員提出第2号議案	「質疑」

### 出席委員（6名）

委員長 下江洋行 副委員長 村田康助  
委員 柴田賢治郎 長田共永 丸山隆弘 加藤芳夫  
議長 夏目勝吾

### 欠席委員 なし

### 説明のために出席した者

総務政策部、総務部、企画部の係長職以上の職員、白井倫啓

### 事務局出席者

議会事務局長 村田道博 議会事務局次長 中島 勝 書記 今野千加

**開 会 午前9時00分**

**○下江洋行委員長** ただいまから、総務消防委員会を開会します。

本日は、11日の本会議において本委員会に付託されました第1号議案から第11号議案まで、第70号議案から第73号議案まで、及び第76号議案の16議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第1号議案 新都市公共施設等総合管理計画策定委員会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

**○加藤芳夫委員** それでは、この策定委員の業務というか、お聞きしたいんですけども、10名以内で組織するという形になって、その委員の選任も市長が委嘱するという形で、第4条で学識経験だとか、市内の各種団体を代表するものとか、また市内に住所を有する者とこれは公募かなと思うんですけども。この方たちが市の公共施設等の総合的かつ計画的に管理する計画というんですけど、これを策定するそれだけのこの、どういうこの委員は、でき上がったものを審査するのか、その施設そのもの計画からの段階で策定してるのか、その辺の任務執行してくるのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。どういう業務をするのかって。

**○下江洋行委員長** 滝川総合政策部参事。

**○滝川昭彦総合政策部参事** 委員会の任務ということになるとは思いますけども、今年度、公共施設白書を策定いたします。それによりまして、現在の市内の公共施設等の現状とかあるいは、今後の更新費用等、財政負担等の状況が明らかになってまいります。また、合わせて施設利用の実態ですね。利用の少ない施設であったり、あるいは本来設置された目的とは違う方向で実際には使われておるとかですね、それは、どうしてもニーズが変わっ

てきますのであり得ることだと思うんですけども。そうした実態というのが、今年度の白書のところで明らかになってくるんですけども、それに対しまして、今後では、公共施設はどうしていったらいいのかというときに、市役所だけで検討するということになりまして、財政的などところが主体になったり、あるいは法だけで判断していってしまうような形になりますけれども、その中で、この今回の委員会を設ける目的は、学識経験を有する方の指導のもとで、いろんな市民の幅広い意見を踏まえた上での、総合的な計画づくりを進めていきたいということになりますので、もちろん、その策定に当たりましては、実は今年度の当初に総務省のほうから全国に向けて、公共施設の今後の長期的な計画をつくってくださいというような通達がありまして、そちらに、こういった観点で計画をまとめていくことが望ましいですというような、そんなものも示されておりますので、その観点で一つ一つ検討いただきながら、全体の形をつくり上げていきたいなというふうに考えております。

**○下江洋行委員長** 加藤委員。

**○加藤芳夫委員** 今、公共施設白書ができ上がる。それに基づいて既存の施設の使い方をどうしようかだとか、また、建物のいろんな使い勝手の問題も含めて、それから維持、耐用年数等の施設を今後どういうふうにもっていったらいいかと、いろんな幅広い検討をしていただく会議ということで、もうほぼその前座になる資料は公共施設白書をもとに、行政のほうで資料をつくって、その資料を審査し、また現場を見ながらという形の中で、最終的にこの検討委員会である程度答申を市長に報告するということになる。等々、一般の方でも可能なところの部分もあるし、ある程度専門的な知識を有するところも当然あると思うんですよね。その辺の今度、この委員の選任仕方、当然これ(1)の学識経験とい

うのは、当然そういう大学教授とか、建築家とか、いろいろ精通した方が、多分選ばれると思うんですけども、あと、よくこのいろんな団体を選ぶのに、すぐこの1、2、3の市内各種団体だとか、市内に応募だという形になってるんですけども、果たしてそこで適切な答申までもっていけるかどうか、ちょっと今、私は心配するんですけども、その選任の仕方、特に市内の各種団体となると、今までいろんな委員の選任の仕方を見ると、ほぼ何とか会社の社長さん、何とか組合の理事とか、商工会の会長さんとか、決められた方がほとんどこう選任されておるんですけども、今度この第4条でいう各種団体の代表するものというのは、ほぼどういう方々が選任しようというか、市長が委嘱しようというふうに考えて、まだまとまってないのかわかりませんが、その各種団体を代表するものっていうと市内の重立った団体という、いろんな委員を兼務してるケースが非常に強いものですから、そういう方々になるのかなと思うんですけど、何か、計画的とか予想があったら、ちょっと教えていただければ。どういう代表を選任する予定か。

**○下江洋行委員長** 滝川総合政策部参事。

**○滝川昭彦総合政策部参事** この計画づくりというのが大変難しいことで、どんな方がっていうふうな御質問でしたが、委員会の委員につきましては、必要最低限の人数をとということで、運営要綱等にもありますので、10人程度でということ考えております。そうしますと、今回、第4条にあります3点での委員選出におきますと、1番目の学識経験を有する方もいらっしゃいます。各種団体を代表する方もいらっしゃいます。あと一般市民の方の声を代表する方ということで、公募等によって、そうした市民を選ぶこともありますので、各種団体から選ぶというのも、そんなにたくさんの団体から来ていただくことは、ちょっと難しいのかなと思います。

どちらかといいますと、ある程度区域だったり、そうしたところを代表するような方、あるいは市の総合計画を進めていく上でというようなどころがありまして、今のところこちらのほうで、想定しておるのは総合計画審議会から御推薦いただくとか、あるいは区長会、あるいは地域自治区などの区域のほうから御推薦いただく。そうしたところがまずは、必要なというふうに思っております。

**○下江洋行委員長** ほかに質疑は、ありませんか。

丸山委員。

**○丸山隆弘委員** 今、加藤委員が申し上げたことに続いて、ちょっと気にしておりましたけれども、公共施設の白書は年度内に一応でき上がるということでありまして、その辺の我々議会に対するこの公表時期っていうんですか、その辺の見通しがどうなるのかという点。

それからもう1点ですね。あと本格的なこの会議が、策定委員会が動き出してから平成27年度については、どんな計画でやっていけるのかということなんです。

それから昨日、滝川議員が質疑の中で申されておりましたけれども、それに関して、答弁ですと平成27年度に実態把握をしながら、基本方針を立てていくと。それから平成28年度に向けては、その策定をしていくと。こんな確か、答弁があったと思うんですけども、ということは、2年間でこの仕事をやっていこうということよろしいでしょうか。

**○下江洋行委員長** 滝川総合政策部参事。

**○滝川昭彦総合政策部参事** まず、白書のほうの作成ですけれども、昨年度から2年間かけて作成を進めております。最終的な計画の確認と製本といいますか、印刷製本の段階にきております。年度内には、作成を終えまして、できれば、今月末にあります定例報告会までには、何とか間に合わせて、公表のほうを進めていきたいというふうに思っており

ます。

あと来年度の平成27年度のスケジュールでございますけれども、もちろん委員を選出する必要がありますので、市民公募などをかけながら、早急に委員会を立ち上げ、一方でこの公共施設等総合管理計画の策定に当たりましては、業者委託によりまして情報の整理だとか、あるいは、市民の皆さんへ報告する説明する際の資料づくりなどの支援を、委託をかけたいと思っておりますので、そうした業者委託なども進めていきます。

委員会は、今のところ年6回程度開催したいというふうに考えておまして、まずは平成27年度で全体の整備方針を決め、平成28年度には、それに基づきまして各個別の施設について、それが実現可能かどうかというのを地域との協議も図りながら進めていきたい。そうしたものをを行った上で、全体、総合管理計画という形にまとめ上げたいというふうに考えております。

○下江洋行委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 2年間で大体、基本線というのがかたまってくと思うんですけど、それ以降も含めて、当然この策定委員会の中では、限界があるかもわかりませんが、次なる組織の発展というんですかね、検証するような組織というの、また必要になってくる可能性もあるんですけども、もうその辺のところも、当然方向性をみながら、今回の策定委員会の条例をつくるということで、よろしいでしょうか。

○下江洋行委員長 滝川総合政策部参事。

○滝川昭彦総合政策部参事 総合管理計画ができ上がった後、継続して実施を見届けていく委員会が必要かどうかということにつきましては、今時点ではちょっと考えておりません。来年、再来年度、委員会の中で、この計画を策定していく中で、後は、市がしっかりとその計画に従ってやっていくんだというふうになれば、そうしたものがいるかどうか

かりませんけれども、継続してかかわっていくというような方針が出れば、そうした対応も考えていかなければいけないなというふうに思っております。

○下江洋行委員長 長田委員。

○長田共永委員 施設、公共施設に対しては十分行政等が下調べ利用者等、地元の意向とかしているかと思うんですが、この委員の方に多分全ての施設というのは、わかりにくいと思いますので、その部分の説明等をきちんとされることを願うんです。そういった方法というのは、どのように考えておられるか。

○下江洋行委員長 滝川総合政策部参事。

○滝川昭彦総合政策部参事 まずは、今年度策定いたします白書に基づきまして、それぞれの施設の状況というのは、わかるようになります。合わせて全体の中でのその施設の利用状況であったり、あるいは、老朽化の状態であったり、そうした比較などもできるような、そんな白書になってまいりますので、まずそこで状況を見ていただいて、さらに詳しく御質問なされた場合には、それにあわせて私ども、あるいは専門の委託業者が、きちんと調査するなどして、明らかにしていきたいというふうに思っています。

○下江洋行委員長 長田委員。

○長田共永委員 あと、これ会議の委員会の開催の回数というのはどれぐらいを予定されているかという点と、あと6条関係の議事の可否というのがあるんですけど、これ可否とることなんかあるんですか。要は、過半数で決し得るので可否どうするのか、委員会においてという部分があるんですけど、その可否をとるような議題というのがあるのかないのかという点。

○下江洋行委員長 滝川総合政策部参事。

○滝川昭彦総合政策部参事 回数ですけども、先ほど御回答させていただいたように今のところ、年間6回を予定しておまして、そうしたものに対する予算のほうもお願いす

るようにしております。

あと、この6条にあります可否を決するようなそうしたものがあのかということですが、もちろんこれでこの計画づくりにつきましても、計画案の作成につきましても、諮問させていただきます。それに対する答申はいただきますので、その中でこれでいいかというようなところで採決がある可能性はあるのかなというふうに思います。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 今、年6回で2カ年にかけて12回という会合で、10名以内って、10名選出って、10名ですけども以前、私も庁舎建設の中で聞いたんですけど、市内には、110カ所、220棟ぐらいの公共施設があると聞いておるんですけども、それだけの施設の白書がこの年度末までというかでき上がってきて、その年6回の会合の中で、1年最初の年は、全体のこの整備方針。その220棟近いものの整備方針。また、それで翌年に何ていうか、個別に協議しながら、これはどうしようこうしようって結論を出してくると思うんですけども。そんな回数で果たして、答えは出していけるのかどうかというか、もう、もっとここは相当詰めてやらないと、ただこの建物がいいか悪いかの判断ならそれでいいかと思うんですけども。あと、この利用度とかいろんな調査をしたものを、一つ一つの建物を検証して、答えを出していくっていうことになると、相当な回数をやらないと、多分、恐らく1回の会議だって午前中なら午前中2時間か3時間程度の会議でいってしまうという形になるかと思うんですけども。それで果たして、この答申までこぎつけられるかどうか、年6回というのは、例えばの話で出たか、予定ではそういうことで、多けりゃ多くやってくると思うんですけども、その相当な知識と普通の人たちができない部分もあるのかなと

思うんですけど、その辺はちょっとどのような思いで今おるのか、ちょっとお聞かせください。

○下江洋行委員長 滝川総合政策部参事。

○滝川昭彦総合政策部参事 加藤委員が御心配されているところというのが、施設がどういふふうな実態にあるかという専門的な知識が必要で、そうしたことで考えると、この施設がどれだけ持つのかといったそうしたことが、そんな短期間でわかるのかというような御心配なのかなと思うんですけども。そうした面で行きますと、そうしたことをわかりやすくするための委託業務とかもしておりますし、また今回作成する白書のほうでも、実態調査を把握しております。そうした資料もございます。

またこの計画づくりに当たりましては、なるべくいろんな市民の利用の声なども、かかわってくるのかなと思いますので、そうした面で行きますと、アンケートのほうも予定させていただいておりますので、そうしたところで、利用者の意向などもできるだけ把握していくなど。あるいは、また先ほど申し上げましたように、地区といったところも大きな観点になってきますので、方針とかを定めるに当たりまして、地域へ説明に、あるいは意見を交換するに出かけるなどすることによって、この会議自体、会議というのは6回というふうに想定しておりますけれども、それ以外にもさまざまな手法で、その作成に当たっての必要な情報等は取っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○下江洋行委員長 それでは、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第1号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第2号議案 新城市事務分掌条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 ちょっと1点だけ確認させてもらいます。この条文の中の3条、健康医療部の事務分掌の関係ですけども、このところについては、大きく今回、保険医療関係ですね。介護保険も含めてですけども。これが市民福祉部から移行しておりますけれども、根本的な考え方というんですか、そのところをまずお聞きしたいということです。

あと、その過程がどういう過程でこういう体制を組もうとされたのかどうか。全体的な国の動きももちろん当然ありますけれども、逆に医療・福祉また保健というこの3つの制度上の問題も当然、絡んで一体化して動いて行こうということも当然あるわけですが、今回のこの組織がえによって、逆にマイナス点というものが出てくる面があるかどうか。プラス面が当然あるがために、こういう組織変更されたと思いますけれども、マイナス面、デメリット面というのは何かあるだろうか。これについてお尋ねします。

○下江洋行委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 今、丸山委員さんのおっしゃる御質問なんですけど、デメリットはいまのところ、ないものと考えております。今、丸山委員がおっしゃったように今回の機構改

革に伴いまして、医療と介護の部分が、連携が部が違うがために、うまくいってなかったということがありますので、今回は、今現在の長寿課を介護保険課と名前を変えまして、所属部も今までの、これまでの市民福祉部から健康医療部にしたといういきさつでございます。

○下江洋行委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 それに伴いましてデメリットがない方向で取り組みたいという意向だと思えますけれども、市民側にとって、直接これは市民がかかわる課題が、すごく多い部署になりますので、その辺についてのこのマイナスの影響というんですか、あっち行ったり、こっち行ったりということはないでしょうね。窓口が動くということによって。

○下江洋行委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 今現在の長寿課にあつては、事務室としては今いる、長寿課における位置の事務室になろうかと思えます。

それから、新しく前に報告会のときにも報告をいたしましたとおり、新しくできます包括支援室ですね、包括支援室にあつては、今現在の鳳来の保健センターがございますが、あちらのほうに事務室が移転する予定でございます。今現在、準備を進めております。

ですので、連絡のほうは、より密接な形になろうかと考えております。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第2号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第3号議案 新城市総合計画審議会条例等の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第3号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第4号議案 新城市行政手続条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 この中の35条と36条のところについてでありますけれども、昨日の質疑の中、お聞きしておりました、ちょっと私もちょっと勉強になったんですけども、35条については、この中に行政指導の中止ということが書いてありますけれども。この指導を受けた場合に市民の不利益っていうことについて、どういうことなのかっていうこと。

それから不適切な指導という文面もありますけれども、この不適切な指導というのは、行政側がそういう指導してしまった場合を想

定したことなのかどうか、この辺のところは、ちょっと整理して教えていただきたいということ。

それから、まず35条についてお願いします。

○下江洋行委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 35条につきましては、今言われたとおり、行政指導の中止等の求めの規定を設けたものでございます。これまで、明文化はされていなかったわけなんですけれども、今回の行政手続法の改正に伴いまして、明文化をしたということでございます。

したがいまして、この規定に伴いまして、市から法令に違反した行政指導を受けているという事業者が、この指導の根拠はおかしいじゃないかと。間違った行政指導が行われているんじゃないかというようなことがあった場合に直接、市に対して中止等の求めを申し出ることができるというのを、今回の改正によって、明文化をしたということでございます。ですので、今まででもなかったわけではないんですが、今回、きちっと条文の中に盛り込んだということでございます。

○下江洋行委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 36条についてでありますけど、同じような解釈をしたと思いますが、処分等の求めというところがあるんですけども、ここのところについては、よく法律もちょっと深く入って勉強してみたんですけども、余計わかりづらくなってしまったのですが、法令違反を行った場合のこの方が、是正を求めて第三者が、またこれは求めていくのかなというようなイメージをちょっと想像するんですけども、そういう解釈でよろしいですか。

○下江洋行委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 はい、この36条の処分等の求めについての規定につきましては、これまで、事業者側がちょっとこれ、おかしいよっていうことで指導を、指導って言いますか処分を受けますよね。そうした場合には、その当該処分を受けた事業所側とのやりとり

しかなかったんですけれども、今回のその法令、法令といいますか改正に伴いまして、例えばの話ですか、法令に違反していたことをしておるような事業所がもし仮にあった場合に第三者が、この事業所何かおかしいことやってるんじゃないかなっていうことを、いわゆる法令違反の事実を発見した際に、市に対して、この事業所を処分してくださいというように求めることができるということでありまして、です。ですので、この法律改正によりまして、第三者がこれちょっと調べてよと言い、処分をしてよというようなことを求めることができるというのを今回の改正によって、追加したということでございます。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 すいません。ちょっと簡単なことで申しわけない。今の35条、36条の関係なんですけれども、(1)のこの申し出をする者の氏名、住所、名称及び住所、この居所ってというのは、どういう法的な意味で、居所ってというのは、聞くんですけど。これは何を指してるんですか。ちょっとどうにも書けない。要するに、申し出する場合のもの居所。どうも・・・。

○下江洋行委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 これは住所というのは御承知のとおり住民登録がされておるところかと思いますが、この居所というのは、住所はそこに有していないんですけど、そこに関係しておる、そこに住みついておるといいますか、そこに居る人と居るところということでもいいかと思います。ですので、第三者はいいよと。第三者でも、いいよということでございます。申し出ができるということでございます。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 ということは、住所を有してないところ、どこでもいいんですけども、

その居所ってそういう意味だろうと思うんですけども。そういうこの申請人が、そういう住所、俗に言えば適当な住所でもいいという話になっちゃうんですけども、それも受け付け効力があるという形で、認められるということですかね。だから、どこでも住所を使おうが勝手だっていう話になっちゃうんですけども、住所じゃないですね、居所ですから。そんな表現の居所という表現、ちょっと・・・。

○下江洋行委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 なかなかちょっと難しいお話かと思うんですが、これまでは例えば、新城市の事業所で何かおかしいことをやっていた場合に、新城市民でないと申し出ができなかったのが、先ほどからいいように、第三者でありますので、例えばの話ですけど、浜松の人がそこに何か商売をしていて、どうもあそこの事業所何かおかしいぞと、いうような形で申し出ができるという、居所というのが非常に難しいんですけども。そこで、住所を有しなくて、仮に商売をやっておるとか、お店を開いておるとかいうようなことに該当するのかなと思います。はっきりした答えができなくて申しわけないですが。

〔「いいです。いいです。」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第4号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第5号議案 新城市個人情報保護条例及び新城市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 昨日の質疑の復習になるかもわかりませんが、メリット部分についてでありますけれども、昨日のお話の中では、個人情報の適切な管理を行ってということも当然あるわけでありまして、簡素化と利便性についておっしゃいました。その具体性に向けて、何が必要なのか、その辺のところも、もう少し踏み込んで教えていただければと思うんですけどもお願いします。

これメリット部分についてでありますけれども。

○下江洋行委員長 加藤副課長。

○加藤勝彦情報システム課副課長 それではナンバー制度のほうのところの今、御質問にありましたメリットの部分を御説明させていただきます。

1点目として、行政の効率化というところになります。行政機関や地方公共団体などでさまざまな情報の照合、転記、入力などに要しているここでかかる時間や労力が大幅に削減されるところが大きなメリットになります。また複数の業務の間での、ここでいう連携がされることで、作業の重複、今まであった重複の作業などが削減されます。という点がメリットとして挙げられます。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第5号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第6号議案 新城市特別職報酬等審議会条例等の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第6号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第7号議案 新城市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第7号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第8号議案 新城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 今回のこの自治振興事務所長の月額30万円以内ですけども、きのうでたんですけども、このいろいろ勤務計算上こういう形が出てきた22万円、24万円だったかな、出たんですけども、これ実態はこの事務所長の勤務体系というのは、どう、もう一度おさらいになるかもしれないですけど、どのような業務を、どのような何て言うのかな、その事務所長の業務というか、もう一度ちょっと教えていただきたいんですけども。それに対する対価として払うのか、費用弁償で払うのかというところの辺も踏まえて、ちょっと教えてください。

○下江洋行委員長 中西企画部副部長。

○中西幸成企画部副部長 勤務内容におかれましては、想定される勤務内容でございますが、地域協議会への出席、地域協議会連絡調整会議への出席。地域住民との調整事務。月例の市長報告。事務所職員との打ち合わせ、これは毎週2日か3日程度かと思われませんが、それから、地域活動支援員との打ち合わせ、地域活動交付金成果報告会といった勤務内容が考えられます。

主な職務内容といたしましては、地域自治区制度に関する事。地域の課題の現状とか、自治区制度に関する見直し、改善点等を市長

へ報告・提案をいたします。

また、新城・鳳来・作手地域協議会委員との意見交換会。それから市民への制度周知浸透、それから新城地区の地域協議会に関する事として、協議会に関する問題点や課題解決の検討。それから協議会運営等に関する意見やアドバイス。協議会員の意識啓発。

それから、地域自治区予算、地域活動交付金に関する事、制度改善等の検討及び提案。

それから、他市の自治区制度の情報収集。議会対応に関する事。地域政策立案に関する事などが、職務内容として考えられます。

以上です。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今、聞いてると相当いろんな、週2、3日程度というんですけども、いろんな会合、いろんな審議会というんですか、地域自治区の業務に携わっていただけるような、かなりハードな業務かなと思うんですけども。時間帯によっては、一日かかる場面もあるでしょうし、2、3時間の会合で終わるかもしれませんけれども、これ週2、3日って相当、一日おきぐらいに出勤なのかなと思う。週5日の月曜日から金曜日の中でいくとそういう感じになるんですけども、土日含めていけば3分の1かなと思うんですけども。

これ新城地区、千郷地区を含めて一つの所長というか、民間から任用するんですけども、名前ももう公表されておりますけども、兼務というのかな、これ本来ちょっと今聞いてると、市の職員が本来やるべきことかなと思うんですけども。この民間から、所長を任用して、そこまでのいろんな協議会に入っていくと、何となくちょっと私としては、いろんなこの市の地域自治に関する事で、その所長たる人が、そこまでのことを果たして可能かどうかというか、業務が処理、業務処理というのができるかどうかと、ちょっと心配されるんですけど、その辺は、市のほうは民間任用で大丈夫かという形で思っておるのかなと思う

んですけど、その点どうですかね。今聞いてみると相当な仕事量があるなという感じがするんですけども。こなしにいけるんですかね。

○下江洋行委員長 中西企画部副部長。

○中西幸成企画部副部長 御存じのようにお二人の経歴、当然御存じかとは思われます。山本一昭さんにおかれましては、昭和58年の5月から市議会へ当選をされまして、実に計26年間ということで、大変な経歴をお持ちでございまして、その間、議会選出の監査委員も務められたり、建設消防委員も務められております。そうした意味で、大変実績もございまして、田村太一様におかれましては、新城市の青年会議所の理事長をはじめ、新城市の広域公共交通会議の幹事。それから、新城市の自治、これは大変重要なことなんですが、新城市の自治基本条例の検討会議の委員。それから、新城警察署の協議会会長、それから、新城市の市民まちづくり集会の実行委員会の委員。

それから、平成25年度からは新城地域の協議会の委員も務められております。そうした、大変まちづくりにも、大変詳しい方でございまして、そういった実績のもとでやっていただけたということは、市としては大変ありがたいというように考えております。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今、二人の方の今までの職責というのかね、お聞きした皆さん立派な方だと思うんですけども、当然、山本さんについては、今までの議会活動やいろんな中で、御勇退されて職務に専念することはある程度私も見ていて可能だと思いますけど、もう一人の田村さんについては、現在、自分のところの会社の社長で、社長も専念を恐らくされてると思うんですけども、その上でまたこの事務所長を兼務する、いろんな委員も今兼職を兼ねているたくさんをやってるんですけど、その上にまたこの事務所長という大変ハードな仕事に携わっていただける。ハードな仕事

になってくると思うんですけども。御本人の御理解もあればいいと思うんですけども、そこまで私は、大変だになっていうか、気がするんですけども。ただ1点、心配されるのはこの費用の中で、この週2日か3日の会議やいろんな報告会とか、そういうのに参加していただいて、この支払うこの費用というのは、これは報酬で払うんですか、費用弁償という形で払うのか、その辺ちょっと教えていただければ。

○下江洋行委員長 中西企画部副部長。

○中西幸成企画部副部長 報酬で支払います。

○下江洋行委員長 加藤委員に申し上げますが、この人選の理由等の質問ではなくて、この報酬についての議案でございまして、その点を踏まえて質疑をお願いしたいと思います。

○加藤芳夫委員 じゃ、まあ、結構でございまして

○下江洋行委員長 よろしいですか。

○加藤芳夫委員 はい、結構です。

○下江洋行委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 今、大体説明もいただきましたし、昨日の質疑の中でも明らかになりましたけれども、お二人のこの実績において、かなりの信頼を受ける、市民から付託を受けられるに値する方が、着任をされるということで、非常にありがたいわけでありまして、昨日の中で積算根拠がかなり議論になりました、明らかになってはおりますけれども、あくまでもこれは報酬でありまして、何て言うんですか、労働に対する役務根拠というものが果たして必要かどうかとなると非常に難しいところでありまして、議会向けに対して、積算根拠は明らかにしていただいたようなところもあるかと思いますが、そもそもこの非常勤の特別職であるという認識の下で、この二人を自治振興事務所長として、仕事を発揮されていくという過程で、よろしいかどうかという再確認をさせていただきます。

- 下江洋行委員長 中西企画部副部長。  
○中西幸成企画部副部長 そのとおりだと思います。  
○丸山隆弘委員 わかりました。  
○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 下江洋行委員長 質疑なしと認めます。  
質疑を終了します。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
○下江洋行委員長 討論なしと認めます。  
これより、第8号議案を採決します。  
本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 下江洋行委員長 異議なしと認めます。  
よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
第9号議案 新城市職員の退職手当に関する条例の一部改正を議題とします。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 下江洋行委員長 質疑なしと認めます。  
質疑を終了します。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 下江洋行委員長 討論なしと認めます。  
討論を終了します。  
これより、第9号議案を採決します。  
本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 下江洋行委員長 異議なしと認めます。  
よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
第10号議案 新城市財産区特別会計の設置

に関する条例の一部改正を議題とします。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 下江洋行委員長 質疑なしと認めます。  
質疑を終了します。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 下江洋行委員長 討論なしと認めます。  
討論を終了します。  
これより、第10号議案を採決します。  
本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 下江洋行委員長 異議なしと認めます。  
よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第11号議案 新城市財産区管理条例の一部改正を議題とします。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 下江洋行委員長 質疑なしと認めます。  
質疑を終了します。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 下江洋行委員長 討論なしと認めます。  
討論を終了します。  
これより、第11号議案を採決します。  
本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 下江洋行委員長 異議なしと認めます。  
よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
第70号議案 市有財産の無償譲渡から第72号議案市有財産の無償譲渡までの3議案を一括議題とします。

これより本3議案を一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 ちょっと1点、確認だけ。

71号議案ですけれども、上平井区管理自治会に財産の無償譲渡するんですけれども、この土地のほうの地目に、用悪水路と井溝という地目があるんですけれど、ちょっと確認のためにこのままこの、地目はこのまま登記上の名称、名前、地目のままこれ移管されるということなんですか。それとも最終的には、地元もこのままの名称で受け入れてオーケーということなんですかね。

○下江洋行委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 ただいま御質疑のありました71号議案の土地の案件ですけれども、全4筆のうち2筆、市道310の8及び312の2につきましては、もうその用悪水路、井溝（せいこう）と言いますが、これ井溝の機能は既に失われているというものであります。従前から上平井公民館の敷地として、一体的に利用されておりましたけれども、財産としては土木課の所管する法定外公共物となっております、今回譲渡するに当たり整理したもので、登記地目に関しましては、用悪水路、井溝のままであっても譲渡後、地縁団体においての利用に際しては、特段支障がないものですので、このままで譲渡をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○下江洋行委員長 ほかに質疑は、ありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより本3議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第70号議案から第72号議案までの3議案を一括して採決します。

本3議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本3議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第73号議案 財産区有財産の無償譲渡を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第73号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第76号議案 新城市辺地に係る総合整備計画の策定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 この総合整備計画を策定するに当たっての実効性の確保というのですか、間違いなくこの計画を策定することによって実効性が確保されるんだという、そのところをまず確認したいという点と、もう1点、このメリットですね。このメリットについて

の説明をお願いしたいと思います。

○下江洋行委員長 林企画課長。

○林 治雄企画課長 この今回、8辺地地区でございますが、こちらにつきましては、議会承認後、県を通じて国のほうへ申請することになっておりまして、そちらで認められることとなりますので、実効性はあるかと思いません。

あと、メリットでございますが、この辺地総合整備計画ですが、これに当たりまして、辺地対策事業債という、辺地債というのが適用になりまして、元利償還金の80%に相当する額が、普通交付税の算定に用いる基準財政需要額へ参入されるということで、大変、有利な起債を使うことができるかと思しますので、そういったメリットがあるかと思します。

○下江洋行委員長 ほかに質疑は、ありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第76号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前9時54分

再開 午後9時59分

○下江洋行委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

議員提出第1号議案 新城市自治基本条例

の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

長田委員。

○長田共永委員 これ1号、2号議員提出関連がございますので一緒に審査ということをお願いいたしますがよろしいでしょうか。

○下江洋行委員長 はい。議員提出第1号議案、第2号議案、自治基本条例、住民投票条例関連の議案でありますので、一括議題とさせていただきますと思います。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 本当に、この議員提出のきっかけになった署名活動等の見直しの図られた運動の方々には敬意を示すものでございます。そうした上でこうした議員提出だと思いますが、1個ですね、改めて確認させていただきたいのですが、きのう自治基本条例及び住民投票条例を何度も読み返しました。その上で、2号提出における第6条の3項においても、その総数の3分の1というふうになっております。その部分を変更がないまま、これを審査するというのは、せっかくの思いを皆様方の思いが、これを変えない理由が、どう考えても私にはわからない。この議員提出が。

この提案自体に不備がございますので、いきなり本委員会では審査が、第6条の3項。

○下江洋行委員長 新城市住民投票条例の第6条第3項。

○長田共永委員 新城市住民投票条例の第6条の第3項に総数の3分の1という数字が、具体的な数字が出ているのだが、そこを直してない限り、不備がありますので、この1号提出、2号提出を審査できないんじゃないか。

〔「規則じゃないの」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 違います。新城市住民投票条例の第6条第3項のところをちょっと確認していただきたいと思うんですけど。

白井議員。

○白井倫啓議員 第6条の3項、確かにここありますので、この部分については、後で訂正を求めたいというふうに思います。訂正を提出したいというふうに思います。

○下江洋行委員長 長田委員。

○長田共永委員 その形というのは、できるのかできないのかも、ちょっと自身もわからないので、その判断というのは、せっかくの機会で真摯に議論したいですので自身も。こうした不備等の対応のほうというのは、せっかくの議案で大事な条例の部分ですので、今議会にどういう形でこれを訂正云々で、自身も皆様方のお気持ちをきちんと諮って、訂正云々という形よりかは、きちんとした形で6月なら6月。趣旨が、そうなる。

○下江洋行委員長 ちょっと待ってください。

この第6条第3項のどこですか、ここの部分の記載の不備があることを御指摘を受けました。きょうの審議に当たってまず、そういう形がきちっと明文化されて出てこない、総務消防委員会では、審議できないとは思いますが、その辺のことも含めまして、ちょっと暫時休憩させていただいて、今後の進め方について、ちょっと協議したいと思います。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時49分

○下江洋行委員長 長時間申し訳ありませんでした。

休憩前に引き続き、委員会を開きます。

お諮りします。

先ほどの質疑の中で第2号議案に不備があり、本日付で議員提出第1号議案・第2号議案の議案について、提出者から事件撤回請求書が議長へ提出され、議長からその旨報告がありましたので、本委員会での審査を終了したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会します。

ありがとうございました。

閉 会 午前10時50分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 下江洋行